

平成 18 年度第 3 回岩手県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成 19 年 3 月 12 日 (月) 13 時 30 分 ~ 15 時 05 分

2 場 所 盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 C

3 出席者

〔私立学校審議会委員〕

大 森 紀代美 委員 大 隅 英 喜 委員 柏 眞喜子 委員
千 葉 佳 子 委員 龍 澤 正 美 委員 横 田 大 樹 委員
滝 澤 昭 弘 委員 坂 水 か よ 委員 白 井 康 雄 委員

(議席番号順)

〔県〕

瀬川総務室長 鈴木法務私学担当課長 山口主任主査

4 署名委員

千 葉 佳 子 委員
龍 澤 正 美 委員

5 会議の状況

別紙のとおり

(別紙)

1 開会

山口主任主査

「平成18年度第3回私立学校審議会を開催いたします。私は、主任主査の山口でございます。議事に入るまでの間、暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。」

2 出席者の確認

山口主任主査

「会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は塚野委員及び中尾委員が欠席されております。また、臼井委員が遅れているようでございますが、委員11名中、8名の出席がございますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条(過半数6名)により定足数に達しており、この会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。」

3 あいさつ

山口主任主査

「会議に先立ちまして瀬川総務室長からご挨拶申し上げます。」

瀬川総務室長

「総務室長の瀬川でございます。今日は、総務部長が、競馬等の会合で遅れております。私のほうから代わって、一言ご挨拶申し上げます。まず、委員の皆様には、日頃から私立学校の振興のためにご尽力賜り、また本日は年度末のお忙しいところ、またこうした悪天候の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。」

前回の審議会以降、学校教育を取り巻く情勢といたしまして、様々な大きな動きがございます。まず、昨年の12月には、教育基本法の改正が行われ、私立学校関係につきましては、第8条におきまして、私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、国及び地方公共団体は、助成その他の適正な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならないという規定が新設されたところであります。県といたしましても、厳しい財政状況にはありますが、今後とも私立学校が、個性的で魅力のある教育の場として本県の公教育の一翼を担っていくことができますよう、支援に努めて参りたいと考えているところでございます。

また、学校現場におきましては、昨年後半には、高等学校における必修科目の未履修問題が発生いたしました。本県の私立高等学校におきましても、4校で実人員917人の未履修があり、大きな社会問題になったところでございます。その後文部科学省の通知がございまして、3年生におきましては、全ての学校において本年2月までに補充授業等が実施されまして、不登校による未受講者を除きまして全員の卒業が認定されたところでございます。未履修問題につきましては、さまざまな背景が取りざたされておりますが、いずれにしましても、学習指導要領につきましては、私立学校に対しても適用がなされるものでございます。県におきましては、これに基づく適切な教育課程が実施されるよう、毎年度確認を行うなど適切な指導を今後行って参りたいと考えておるところでございます。

本日の審議会では、幼稚園に係る案件を2件、高等学校に係る案件を1件、専修学校に係る案件を5件、学校法人に係る案件を2件、諮問させていただいております。

委員の皆様におかれましては、本県の私立学校教育の充実のために、専門的、大局的な見地からご意見、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。」

4 議事

山口主任主査

「それでは、議事に入りたく存じます。審議会運営規程第3条第1項の規定により、この会議の議長は会長が務めることとされておりますので、滝澤会長にお願いたします。」

議事録署名委員の指名

滝澤会長

「それでは、議事に入りたいと存じます。審議会運営規程第3条第1項の規定により、私が議長を務めますが、議事録の署名委員を指名させていただきます。議席番号4番の千葉委員と7番の龍澤委員をお願いします。」

諮問事項の審議

滝澤会長

「次に、諮問事項の審議に入ります前に、当審議会の会議の公開について確認をいたします。本日、諮問いたしております各案件につきましては、参考資料の4ページにあります、県が策定いたしました「審議会等の会議の公開に関する指針」に定める非公開事由に該当しないものと判断されますので、公開することといたします。

なお、本日の会議録及び資料については、指針等により県のホームページに掲載されることとなっております。」

滝澤会長

「それでは諮問事項の審議に入ります。議案第1号の「大船渡幼稚園に係る学校の廃止認可」について、事務局から説明をお願いします。」

(臼井委員 出席)

鈴木法務私学担当課長

「私のほうからご説明申し上げます。マスクをしておりますので、お聞き苦しい点があるかと存じますが、ご容赦いただきたいと思います。」

それでは、議案第1号「大船渡第一幼稚園に係る学校の廃止認可申請」についてご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。。

大船渡第一幼稚園は、昭和43年に設置認可されて以来39年間、地域の幼児教育施設として多くの卒園生を輩出してまいったところでございますが、近年の少子化の進行に伴い入園児が年々減少し経営が困難な状況となったことや、園舎が築39年の木造で老朽化が進んでおり、改築は経営上困難であるため園児の安全性を確保することが困難であること、以上の理由から今年度を以って幼稚園を廃止することとなったということでございます。

園児につきましては、平成17年度から3歳児の入園は受け付けておらず、今年度の在園児は5歳児18名となっており、今年3月末をもって全員が卒園いたしますので、在園児は来年はないという状況でございます。

また、教職員につきましては3月末をもって全員退職となるものでございます。

なお、教員2名につきましては、市内の保育所で勤務するというところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。」

滝澤会長

「ただいまの説明に対して、質問等がありましたらお願いします。」

横田委員

「はい。ただいまのご説明につきまして、内容については、まったく異議ないものでございますが、大船渡市では私立幼稚園が2園であり、他の市に比べれば少ない状況にあったものが、廃止でさらに少なくなるという状況であります。そういうことで、他の教育施設とか、保育施設があるのかなと思っておりますが、状況は、いかがなものでしょうか。」

滝澤会長

「事務局、どうぞ」

鈴木法務私学担当課長

「大船渡市内には、今回、廃止認可の申請をいたしております大船渡第一幼稚園を除き、公立の幼稚園が3園、私立の幼稚園が1園ございます。全ての幼稚園におきまして、定員割れという状況になっておりまして、大船渡第一幼稚園の廃止により、就園できない状況にはございません。ちなみに私立の海の星幼稚園では充足率が65.7%でございます。公立幼稚園では、綾里幼稚園が50%、越喜来幼稚園では67.5%、吉浜幼稚園では62.5%という状況でございます。」

横田委員

「今の回答で理解いたしまして、本案件には異議ありません。」

滝澤会長

「よろしいですか。では他にご質問ございませんでしょうか。」

(発言なし。)

滝澤会長

「ありませんか。では、ご意見、ございませんでしょうか。」

(発言なし。)

滝澤会長

「それでは、ご意見がないようですので、本件については、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。」

(「異議なし」の声)

滝澤会長

「はい、ではそのように、答申することといたします。」

滝澤会長

「続きまして、第2号議案の「一関修紅高等学校に係る高等学校の学科の廃止認可」について、事務局から説明願います。」

鈴木法務私学担当課長

「それでは、議案第2号の「一関修紅高等学校の学科の廃止に係る学則変更認可申請」についてご説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。

一関修紅高等学校につきましては、同校の商業科につきまして、生徒の普通科志向等により生徒が減少傾向にあることを踏まえ、平成17年度から生徒募集停止を行っておりますが、平成19年3月をもちまして、生徒全員が卒業することから、学科を廃止しようとするものでございます。なお、廃止される商業科の教員につきましては、普通科に設置しておりますITビジネスコース等におきまして、情報関係教科を担当することとして、継続雇用されるものでございます。また、過去3年間の商業科の定員充足率でございますが、平成16年度は27.5%、平成17年度は23.8%、平成18年度、本年度は21.3%という状況でございます。以上で説明を終わらせていただきます。」

滝澤会長

「はい。それでは、ご質問ありましたら、お願いいたします。」

(発言なし。)

滝澤会長

「ご意見、ございませんか。」

(発言なし。)

滝澤会長

「それでは、お諮りいたします。本件について原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。」

(「異議なし」の声)

滝澤会長

「はい。それでは、第2号議案の一関修紅高等学校に係る高等学校の学科の廃止認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。」

滝澤会長

「次に議案第3号から議案第7号までは、岩手看護高等専修学校、花巻高等看護専門学校、一関市医師会附属一関看護高等専修学校、一関市医師会附属一関看護専門学校及び北東北東洋医療専門学校に係る、いずれも専修学校の目的の変更認可についてであります。分野の新設等を伴わないものであり、事務局から一括して説明をお願いいたします。」

鈴木法務私学担当課長

「議長。ただいま、議長からご説明がありましたとおり、議案第3号から議案第7号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第3号「岩手看護高等専修学校の目的の変更に係る認可申請」についてご説明いたします。資料6ページをお願いいたします。本案件は、岩手看護高等専修学校におきまして、保健婦助産婦看護婦法の改正に伴い、目的に係る記載について用語の整理を行うことによる変更でございます。

次に、議案第4号「花巻高等看護専門学校の目的の変更に係る認可申請」についてご説明いたします。資料8ページをお願いいたします。本案件も先ほどの議案第3号の案件と同様、保健婦助産婦看護婦法の改正に伴い、目的に係る記載について用語の整理を行う変更でございます。

続きまして、議案第5号「一関医師会附属一関看護高等専修学校の目的の変更に係る認可申請」についてご説明いたします。資料10ページをお願いいたします。本案件は、一関看護高等専修学校におきまして、目的をより明確化させるためにその文言を変更しようとするものでございます。

専修学校の目的の変更として認可を受けなければならない場合としては、「目的の文言の変更のほか、目的に応じた分野の区分の変更又は新設、廃止も含まれる」とされており、今回は文言変更のための認可申請であり、分野の変更等はないものでございます。

続きまして、議案第6号「一関医師会附属一関看護専門学校の目的の変更に係る認可申請」についてご説明いたします。資料12ページをお願いいたします。本案件は、一関看護専門学校におきまして、目的をより明確化させる改定をしその旨学則に反映しようとするものでございます。

次に、議案第7号「北東北東洋医療専門学校の目的の変更に係る認可申請」についてご説明いたします。資料の14ページをお願いいたします。本案件は、北東北東洋医療専門学校におきまして、学則の全体的な見直しを行う中で、目的の変更をしようとするものでございます。

以上でございますが、私立専修学校の目的の変更につきましては、学校教育法第82条の8の規定により、都道府県知事の認可が必要とされており、私立学校法第64条において準用する同法8条により、私立学校審議会の諮問事項となっていることから、今回、お諮りしているものでございます。

今回お諮りしている案件につきましては、それぞれ学校で行われる教育活動の変更を生じさせることを意図するものではないことから、諮問事項とすることにつきまして、若干の疑念がありましたことから、文部科学省に照会したところ、認可事項である旨の助言をいただいたのでお諮

りするものでございますが、あくまでも認可事項の趣旨からいきますと、学校の教育内容、教育分野の変更、という重要な事案につきまして認可事項となっているという観点から申し上げますと、今回の案件はすべからく、いわゆる軽微な変更ということでございますので、今後につきましては、他県の取扱いなども調査したうえで、さらにこの取扱いにつきまして、あらためて検討をして参りたいと考えております。以上でご説明を終わらせていただきます。」

滝澤会長

「ただいまのご説明につきまして、ご質問ありましたら。」

滝澤会長

「はいどうぞ。」

臼井委員

「宗教法人蓬莱山誠神教ですか。この北東北東洋医療専門学校を設置者、宗教法人蓬莱山誠神教というのはどういう法人ですか。」

滝澤会長

「はい、ではどうぞ」

事務局

「宗教法人蓬莱山誠神教につきましてでございますけれども、文部科学省所管の宗教法人で、法人から聞いた話によりますと、現在は宗教活動についてはあまり行っておらず、学校運営をメインに行っているとのことです。」

臼井委員

「これは、大釜にあるんですか。宗教法人は。」

事務局

「宗教法人の本部としましては、盛岡市の鉾屋町にあるようです。」

臼井委員

「鉾屋町にあるの。学校は大釜にあるということですね。」

滝澤会長

「はい、ひきつづきご質問ありましたらどうぞ。」

(発言なし。)

滝澤会長

「では、ご意見ありましたらお願いいたします。」

(発言なし。)

滝澤会長

「ありませんか。それでは、お諮りいたします。本議案5件について原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。」

(「異議なし」の声)

滝澤会長

「はい、ありがとうございます。それでは、議案第3号から第7号までの岩手看護高等専修学校、花巻高等看護専門学校、一関市医師会附属一関看護高等専修学校、一関市医師会附属一関看護専門学校及び北東北東洋医療専門学校に係る専修学校の目的の変更認可について、認可を適当とする旨、答申することといたします。」

滝澤会長

「次に、議案第8号の学校法人コアトレースに係る学校法人の寄付行為認可及び議案第9号のやよい幼稚園、菜園調理師専門学校及び盛岡社会福祉専門学校に係る学校設置者の変更認可については関連する議案でありますので、事務局から一括して説明をお願いします。」

鈴木法務私学担当課長

「ただいま会長からお話がありましたとおり、議案第8号と議案第9号につきまして一括してご説明申し上げます。

まず、議案第8号「学校法人コアトレースの寄付行為認可」についてご説明申し上げます。資料の16ページをお願いいたします。前回の審議会におきまして設置計画の了承をいただきました学校法人コアトレースの設立につきまして、寄付行為の認可申請があったものでございます。

前回ご説明申し上げましたとおり、現在、盛岡女子高等学校、やよい幼稚園、菜園調理師専門学校及び盛岡社会福祉専門学校の4校を設置し運営している学校法人久保学園におきまして、社会情勢の変化に対応し「変化適応型組織」への転換を図るため、組織体制等について種々検討を進めてきた結果、平成19年4月1日から幼稚園及び2つの専門学校について、新たに設立される学校法人コアトレースに移管することとし、前回の審議会における答申を踏まえて、平成18年12月15日に開催された理事会におきまして、学校法人コアトレース寄附行為申請を了承するとともに、やよい幼稚園、菜園調理師専門学校及び盛岡社会福祉専門学校の基本財産である校地、校舎及び備品等並びに運営資金を寄付することについて、議決されたものでございます。

これを受けて、同日、学校法人コアトレース設立者会議におきまして学校法人コアトレース寄附行為が決議され、今般、学校法人寄付行為認可申請書の提出が設立代表者からあったものでございます。

なお、設立時の役員につきましては、前回ご審議いただいた内容と一部変更がございます。役員につきましては、理事5人及び監事2人となっており、私立学校法に定める基準を満たしているところでございますが、このうち監事につきまして、高齢及び健康上の理由から就任を辞退したい旨の申し出があり、平成18年12月15日の設立者会議において審議を行い、資料記載のとおり、高橋和人氏及び安村正春氏に変更されたものでございます。

次に、資料17ページをお願いいたします。学校法人コアトレースの設立の趣意についてでございますが、前回ご説明したとおりでございますが、「少子化」「競合校の増加」「補助金の減少」等、私立学校教育を取り巻く社会情勢は大きく変化し、従来の価値観のみでは対応しきれない状況にあるとされております。こうした状況下におきまして、経営の安定化を図るためには、「伸び続ける経済成長」を前提としたこれまでの経営から脱却し、社会における価値観の変化やニーズの多様化に対応した施策を着実に、そして敏速に推進していけるような柔軟で活力ある組織への転換が必要とされております。

学校法人久保学園が、これまで設置運営してきました、やよい幼稚園、菜園調理師専門学校及び盛岡社会福祉専門学校につきましては、平成19年度からは、学校法人コアトレースが経営することにより、組織がスリム化し、機動力を向上させることで、業務遂行の効率化を図り、学校法人久保学園及びコアトレース両法人の財政の健全化・安定化を実現し、もって生徒等の健全な育成に寄与し地域社会に貢献しようとするものでございます。

つぎに資料18ページをお願いいたします。学校法人コアトレースの建学の精神につきましては、「心をこめて 心を尽くし 心を伝える」教育の実践ということでございまして、法人名の由来は、ラテン語で心を意味する「コア」と3を意味する「トレース」から、建学の精神である「3つの心」を表現したものとなっております。

次に資料19ページをお願いいたします。学校法人コアトレース及び分離後の学校法人久保学園の収支計画につきましては、前回協議した内容と変更はございませんが、新法人への寄附内容

について変更がございます。計画協議時におきましては、学校法人久保学園から学校法人コアトレースに対し、やよい幼稚園、菜園調理師専門学校及び盛岡社会福祉専門学校に係る学校施設・設備等の基本財産と3校の平成19年度入学生に係る前受金相当額に4,000万円を加えた金額を運用財産として寄附する予定としておりましたが、学校法人久保学園における収支状況や職員からの要請等を考慮し、運用財産については、平成19年度入学生に係る前受金相当額のみを寄附するというに変更しております。

前回の審議会におきましては、学校法人コアトレースの設立が、学校法人久保学園の設置する複数の学校を分けて運営する、いわゆる学校法人の分離であることから、県当局は、本申請に向けて分離後の学校法人久保学園の収支状況等をなお十分に確認することとの附帯意見を付して計画を了承されたところでございますが、再度、久保学園より提出を受けた収支計画及び経営改善計画の内容を確認し、問題がないものと考えているところでございます。さらに、今回の変更につきましては、学校法人久保学園の運用財産を当初計画より増額するものであります。なお、19ページでございます両法人の収支計画につきましては、今回の変更による運用財産の金額を計上せずに作成しているものでございます。

なお、前回にもご説明申し上げましたとおり、学校法人久保学園におきましては、平成19年度から平成22年度の4ヵ年を計画期間とする「盛岡女子高等学校経営改善計画」に基づき、分離後の盛岡女子高等学校の運営が円滑に遂行されるよう新体制準備委員会を設置し、教職員と一体となった経営改善方策の検討に向けた準備を行っているものでございます。

次に、寄附行為の内容についてでございますが、資料20ページ以降をお願いいたします。内容につきましては、前回協議時と変更はございません。審査した結果、私立学校法等、法令の規定に違反していないものであり、認可の基準を満たすものでございます。

続きまして、議案第9号「学校設置者の変更認可」についてご説明いたします。

資料の28ページをお願いいたします。学校法人コアトレースの設立に伴い、やよい幼稚園、菜園調理師専門学校及び盛岡社会福祉専門学校の学校設置者を同法人に変更することについて、認可申請があったものでございます。3校の概要につきましては、資料29ページから31ページに記載しているとおりでございますが、いずれも教職員数や施設・設備の状況など、幼稚園設置基準及び専修学校設置基準に定める基準を満たしているものでございます。変更月日は、平成19年4月1日でございます。

県といたしましては、審査の結果、新設及び既設学校法人並びにそれらが設置する学校につきまして、学校法人の分離後においてもそれぞれが経営努力により支障なく運営される見通しがあるものと判断しており、認可することが適当と考えております。以上で説明を終わります。」

滝澤会長

「ただいまの説明に対し、ご質問ございましたら。」

横田委員

「私立学校法第30条の規定で、寄附行為で定める事項がが決まっていたと思うのですが、役員の数はどうなっているものですか。人数は。」

滝澤会長

「それでは、事務局、お願いします。」

鈴木法務私学担当課長

「私立学校法第35条において、学校法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならない、と規定されておまして、今回選出されたものでございます。」

横田委員

「5人以上になるための条件はあるか。5名を、6名なり7名なりにしなければならないというような要件はありますか。」

鈴木法務私学担当課長

「私立学校法上は、5人以上と規定されております。最低5人で。それ以上は学校法人さんのご判断で、6人、7人とするは学校法人さんのご判断でということになります。」

横田委員

「上限はあるの？」

鈴木法務私学担当課長

「ありません。」

滝澤会長

「その他、どうぞ」

(発言なし。)

滝澤会長

「ありませんか。」

(発言なし。)

滝澤会長

「それでは、ご意見ありませんか。」

(発言なし。)

滝澤会長

「ご意見もございませんか。それでは、お諮りしてよろしいでしょうか。」

(「はい」の声)

滝澤会長

「それでは、お諮りいたします。本件について原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。」

(「異議なし」の声)

滝澤会長

「議案第8号の学校法人コアトレーズに係る学校法人の寄付行為認可及び議案第9号のやよい幼稚園、菜園調理師専門学校及び盛岡社会福祉専門学校に係る学校設置者の変更認可について、認可を適当とする旨、答申することといたします。」

滝澤会長

「次に、会議次第4の(3)の協議事項に移ります。議案第10号の久慈幼稚園に係る幼稚園の収容定員の変更計画について、事務局から説明をお願いします。」

鈴木法務私学担当課長

「それでは、議案第10号、久慈市にございます「久慈幼稚園」の、収容定員増の計画についてご説明いたします。

資料34ページをお願いいたします。まず、幼稚園の収容定員増に係る学則の変更につきまし

ては、いわゆる2段階審査を行っているものでございます。この1段階目は、学則を変更しようとする年度の前々年度に定員増の計画案につきまして皆様からご意見を頂戴し、その後2段階目として、前年度に学則変更の認可申請についてご審議頂くものでございます。

本日は、1段階目の定員増の計画案についてご説明申し上げ、了承が得られた場合は、本年9月開催予定の当審議会に、第2段階目の学則変更の申請について諮問することとなるというものでございます。

久慈幼稚園では、入園希望者の増加に対応するため、変更の内容にありますとおり、3・4・5歳児をそれぞれ10人ずつの増、学級数については1学級ずつの増で、総定員を現在の100人から130人、学級数を3学級から6学級に変更しようとする計画になっております。施設及び教職員数につきましては、幼稚園設置基準を満たす内容になってございます。

次に、久慈幼稚園がございまして久慈市の状況等についてご説明いたします。

久慈市の幼児数の動向について、資料34ページの表「久慈市の人口等」についてでございますが、平成14年度から平成18年度までの総人口は減少しておりまして、3～5歳児についても減少しております。

また、出生率につきましても、人口千人に対しまして8～10人となっております。

次に、表「久慈市内に居住する幼児の私立幼稚園等への就園率」についてでございますが、平成18年度で見ますと3歳から5歳児1,156人のうち989人、85.6%が幼稚園又はへき地保育所含む保育所に就園しております。久慈市におきましては幼稚園につきましては私立幼稚園2園のみとなっております。就園数は136人、就園率11.8%となっておりますところでございます。

また、表「久慈幼稚園の定員充足状況」についてでございますが、平成18年度の県全体の私立幼稚園の充足率72.3%という状況のなか、久慈幼稚園は、定員に対しまして充足率は119.0%となっております。

次に、表「小学校区との関係から見た久慈幼稚園の就園状況」についてでございますが、園が所在する小学校学区又は半径2km以内に含まれる小学校学区からの就園児数が84%となっており、適正な園児募集を行っているものと考えられます。

なお、本計画につきましては、岩手県私立学校認可事務取扱要領に基づきまして久慈市及び社団法人岩手県私立幼稚園連合会から意見を取っているところでございます。

久慈市からは「久慈幼稚園の定員増加計画について、これを必要と認めます。」とのご意見を頂いている一方、社団法人岩手県私立幼稚園連合会からは「本県においては、少子化の影響により、全県的に園児減少の傾向があり、そういう状況の中において収容定員増加計画は、如何なものかと思われること。個々の事案については、それぞれの地域における幼児数の動向等を勘案し、且つ又周辺幼稚園の意見を徴した上で、その適否を判断すべきであると思われること。」とのご意見をいただいているところでございます。

このとおりの意見あったところではございますが、県といたしましては、お配りしております参考資料8ページにございます「幼稚園に関する設置等認可審査基準」の第2の1のとおり、収容定員の増加が当該市町村及び当該地域における幼児施設等の需要の状況からみて適切であると認められる場合は認可すべきものと考えているところでございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、久慈市におきましては幼稚園は私立2園のみであり、うち、学校法人立の幼稚園は久慈幼稚園のみということでございます。久慈市は合併をいたしました但、合併を考慮しなければ久慈市全域における幼児数は減少傾向にあるものの、幼稚園に就園している幼児は平成16年度以降140人から130人台後半で推移しているところでございます。また、3歳児保育と午後の預かり保育につきましては、久慈市内ではこの久慈幼稚園のみが行っているという状況にあるものでございます。そういう点を考慮いたしますと、久慈市内における幼稚園教育に対する需要があるものと判断されますので、今回の幼稚園の収容定員変更計画につきましては、認可審査基準等に照らして妥当なものと考えているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。」

滝澤会長

「では、ただいまのご説明について、ご質問ありましたらどうぞ。」

臼井委員

「はい。久慈市には2つの幼稚園しかないわけですが、久慈幼稚園だけが定員100%を超えていると。よそは、19%という。このアンバランスは、地域でも市内でも人口の密度によるものなのか。なにかそれぞれが特徴的なことで、こうなっているのか。そのへんをちょっと教えていただければ。」

滝澤会長

「はい、おねがいします。」

鈴木法務私学担当課長

「実は、さきほど申し上げましたとおり久慈市内には幼稚園が2つございまして、地域的には差はございません。その中で、このように充足率が違うことにつきましては、それはまず、久慈幼稚園さんは、さきほど申し上げたとおり、3歳児保育を行っているが、もう1つの聖母幼稚園さんは3歳児保育を行っていないということ。それと、さきほど申し上げました、午後の預かり保育につきましても、久慈幼稚園さんは預かり保育を行っているが、聖母幼稚園さんは行っていないということ。それと、学校法人立ということに対しての安心感というものがあるかと考えているところでございます。」

臼井委員

「はい」

滝澤会長

「はい、どうぞ。」

臼井委員

「このままいけば、聖母幼稚園さんなくなりますよね。この久慈幼稚園の定員増を認めると。そういうのがいいのか、それとも聖母幼稚園の方に、預かり保育をやりなさいよとか、別なアイデアを提供して、両方をやらせたほうがいいのか。一箇所ですら充分なんでしょうか。」

滝澤会長

「はい事務局。」

鈴木法務私学担当課長

「久慈市全体の幼稚園を考えた状況のなかで、充足率などを勘案いたしますと現在の久慈幼稚園さんの需要が高い。私どもとしては、それぞれ学校法人さんが、聖母幼稚園さんは宗教法人立ですけれども、預かり保育とか3歳児保育とか園に実施する教育内容についてはそれぞれ理解しているものであり、法人さんのご判断で教育課程を定めていけばよいと考えるものであります。そういうことから今回、久慈幼稚園さんで充足率等を勘案し増員をしたいという場合、地域の需要の状況等に照らし認可の審査基準を踏まえれば適当という判断になるのではと考えているところでございます。」

坂水委員

「今のご意見だと、聖母幼稚園さんから意見を聞くというようなことはないのですか。」

鈴木法務私学担当課長

「周辺幼稚園の意見を聞かなければならないということには必ずしもなっていないものでございます。私立幼稚園連合会さんのほうからは、周辺の意見をということでございましたけれども、客観的に需要があるということ。3歳児からは久慈幼稚園さんしかもっておられないわけでございます。午後の預かり保育につきましても久慈幼稚園のみであるという状況を踏まえたものでございます。」

滝澤会長

「はい、どうぞ」

千葉委員

「聖母幼稚園の設置者は、学校法人東北カトリック学園ではないのですか。」

滝澤会長

「はいそれじゃ、設置者について。」

山口主任主査

「宗教法人カトリック仙台司教区でございます。」

横田委員

「坂水委員の質問に関連しますが、定員増、学級増について、私立幼稚園連合会には意見を聞く。しかし、周りの幼稚園の意見を聞く、聞かないはその際の行政のご判断になるということなんでしょうか。」

滝澤会長

「はい、事務局」

鈴木法務私学担当課長

「それぞれの状況、場合によって違いがあるものと考えております。」

横田委員

「たとえば、定員増の申請があった場合は、岩手県私立幼稚園連合会にどうかと意見を求められるので、周辺幼稚園の意見を聞いてほしいと過去からも申し上げてきたところなのですが、それに対して、その時々行政のご判断により違う場合があるということですか。」

室長

「県で定めております認可に係る審査基準においては、収容定員の増加が当該市町村及び当該地域における幼児施設等の需要の状況からみて適切であると認められるものであることとすとか、収容定員の増加が幼児教育上適切な規模であること、などという項目を定めており、そのほか管理運営が適正に行われているとか、関係機関の意見も参考にしながら判断することとしております。関係機関というのは、周辺にある幼稚園等全てに聞くというわけに参りませんので、連合会から意見を聞いております。市のほうからは適当だと意見をいただいております、これらを総合的に勘案して判断しているところでございます。」

横田委員

「私立幼稚園連合会が行った回答は、周辺幼稚園の意見を聞いてほしいというものであり、この点を考慮いただきたい。」

鈴木法務私学担当課長

「そのような意見を頂戴していたところでありますが、私どもとすれば、久慈市内の幼稚園の状況、経営の状況や、審査基準を満たしているということとを考慮すると、意見を聞かなくとも判断できる場合かと判断しております。」

横田委員

「その時々行政の判断で取扱いに違いがでてよいのかお伺いしたい。」

鈴木法務私学担当課長

「幼稚園のおかれている地域の状況からみて判断するものでございまして、私立幼稚園連合会さんの意見のとおり聖母幼稚園さんからも意見を聞いたほうが良いという判断もありますが、聖母幼稚園さんから意見は聞かなくてもよいという判断もあると。」

柏委員

「地域で1つの幼稚園だけになってしまうと、独占といいますか、競争原理が働かなくなるということを考えてみれば、これが保護者にとってよいことなのか。経営の問題ですので、各園で差がでるのは当たり前だと思いますが、私的な問題ではなく、公的な判断はどうか。そのことを地域住民の方々がどう考えているのかということが、見えなような気がするんですね。周辺幼稚園の意見も聞き、保護者のニーズも把握したうえで、また、受給のバランスということであればなおさら、両方が存続していける環境を整備するのが行政の役割ではないかと考えますが。」

臼井委員

「やる気があるんですか、ないんですか。そこを聞きたいんですね。このまま、判断してはい終わりというのか、それともやる気があるんだけど、問題があるというのか。やはり、周辺の意見とした場合、相手側の幼稚園のご意見もお伺いしたほうが良いと思うんですね。」

鈴木法務私学担当課長

「委員の皆様のご意見を踏まえまして、今後、意見を照会する手続きを行いたいと思います。」

臼井委員

「相手側の意見を聞いて、それでよいということであればいいと思いますが。」

龍澤委員

「私は、このままの案件にこのままで賛成でございます。それは、それぞれが私立学校である以上は、自助努力、経営努力すべきもの。それに基づけば、私はこのままでいいと思う。ここで聞きたいのは、当然このもう1つの幼稚園は、このままでいきますとあと2、3年後にゼロになるんじゃないかということも思われます。さきほど、臼井委員がおっしゃっておられましたけれども、もう少しいろいろ方策はないのか、こういうときにちょっと聖母幼稚園さんは、宗教法人なのかあるいは別の法人なのかわかりませんが、補助金が出てるのかにもよりますが、いわば自助努力、経営努力すべきものだと私は思うんですが、経営指導とかそういうことは、何らかの形でされているのかいないのか。されてないとすれば、今後も今のままなのかどうかということをお伺いしたい。というのは、2、3年前に似たような案件があり、担当課として指導をなさらないんですかというような意見が3つ4つあったのが記憶としてあるものですから。この場合そのような経営的な指導をしているのかどうか、ちょっとお伺いしたい。」

鈴木法務私学担当課長

「聖母幼稚園さんは、宗教法人立の幼稚園でございます。宗教法人立ということで、運営のほうにも指導は関わっていない状況でございます。今後どのような形で経営を進めているのかということについても、園の了解があればということですが、意見照会の際に併せて伺って参りたいと思います。」

龍澤委員

「幼稚園は決まりを守っておられるか、適正な運営をされておられるかということは重要であります。こういう変化の激しい時代に、特に幼稚園の場合は競合しており、いろんな場において公立私立の問題などもあって、私学は特に弱体であり、経営的に財政的に苦しい状況にあります。様々な公的資金を借りてるケースも学校法人の場合にはあると思うんですが、補助金は私は、多ければいいとは思っていませんけれども、経営が困っている場合に補助金を出して、ま

た元気を出してがんばれというような指導が、何がしかの形であればいいと思うのですが。」

滝澤会長

「はい、ほかにご意見。」

大隅委員

「バスの運行などは久慈幼稚園はどうなっているのですか。送迎バスを2つの幼稚園さんではやっているのですか。」

滝澤会長

「はい事務局。」

事務局

「久慈幼稚園では、バスを運行しておりますが、聖母幼稚園さんでは運行しておりません。」

大隅委員

「やはり、旧山形村の区域も含めて園児数を確保することが必要ではないか。」

滝澤会長

「はい、意見ございませんか。」

滝澤会長

「のこり、ご意見、ご質問どちらでもありましたら」

滝澤会長

「まだ、余裕はありますか、という、2段階審査でそういうのを精査して考える時間はありますかというご質問があるようですが。」

鈴木法務私学担当課長

「もう一回考えるという、2段階審査なので、第1回審査でそういう方向性をお出しいただいて、2段階目で、それについて認可申請ということでございますので、さきほどいろいろ頂戴した意見にあった点については確認させていただきたいとは思っておりますが、方向性については今日ご意見を頂戴したいと考えております。」

龍澤委員

「民間企業であれば費用対効果ということがこの時代に求められると思うんです。そういう点において公的補助をいただいているのは非常にありがたいのですが、併せて費用対効果という点で指導されるかどうかお伺いしたい。民間であれば存続できるかどうか瀬戸際の問題であり、それに対して指導を行うかどうか。」

鈴木法務私学担当課長

「費用対効果とか経営という観点からは、私どもとしてはできないというわけでございまして、私学団体等を通じた、各学校の魅力ある学校づくりというような観点からの指導に関しましてお手伝いしていきたいと考えているところでございます。」

柏委員

「園舎についてですが、3学級増えて人数が増えて、建物はあるんですか。建物に対してどのくらいの児童数という話になっていないのではないのでしょうか。この点はどうでしょうか。」

事務局

「今回は、学級増ということで、幼稚園の場合は認可基準は、学級数に応じた面積基準となっております。今回は3学級増ということで、当然その必要な面積を確保しており、法人で所有している旧アレン短大の校舎を改修して活用する計画となっております。」

滝澤会長

「ほかにご意見は。」

千葉委員（女性）

「聖母幼稚園さんについては、平成16年度から急激に園児数が減少している。ということは経営の問題もあり、教職員についても最小限でやっているのではないかと、3歳児保育や預かり保育についてもやりたくてもできず、周辺の子どもたちのみで運営しているということもあるので、岩手県私学審議会としての哲学というものがどこにあるのかなと思います。大きいところだけをどんどん伸ばしていく。そういう考えでよろしいのでしょうか。」

鈴木法務私学担当課長

「先ほど申し上げましたとおり、久慈市内には幼稚園に対する需要があると、また、久慈市からの意見もあります。あとは増員するかどうかについては、学校法人さんそれぞれの経営のご判断なので、認可に係る審査基準を満たしているということであれば、認可をするというのがわたしどもの基本的な考えでございます。」

滝澤会長

「意見がなければ原案のとおりとなりますが、もう少し何か加えて、このままではという意見があれば、はい。」

横田委員

「やはりもう1ヶ所の幼稚園の意見を聞くのは大事ではないかと思います。」

龍澤委員

「さきほど、もう1つの幼稚園に聞くというお話がありましたので、事務局で意見を聞いて、それで良いということであれば、またここにもってくることはないと思います。」

滝澤会長

「私としては、概ね了解として、ただし、若干わからないところがあるので、聖母幼稚園さんから意見を聞いたうえで、再度審議委員会において決定しましょうという方向ではと思うんですが、ある程度、定員増についてはOKということを出さないといけないわけですね。」

鈴木法務私学担当課長

「ご意見をいただいており、聖母幼稚園から意見を聞くというのはそのとおりでございます。ただし、問題は意見を聞いた段階で、それは困るという意見がでてくる場合に、判断が変わるのかということであろうかと思えます。どういうご意見がでてくるのかかわかりませんが、異論があるという意見が出た場合についても、最終的な結論が異なるものではないものと考えております。」

横田委員

「岩手県幼稚園連合会に意見を聞き、連合会が周辺幼稚園の意見を聞いてほしいという判定をしているのであれば、事前に周辺幼稚園から意見を聴取して提案していただければ一番よかったのではないかと考えております。」

柏委員

「既に定員を超過しているので、実際問題としては増やさざるを得ない状況にあるかとは思

ますが、ただ、学校のよさというものは、数とかそういうものではなくて、地域の親御さんの意志とか、さまざまな学校活動やボランティアとか、教育内容を踏まえていくものであり、地域の子どもたちを地域で育成するという環境を我々がつくる観点が必要だと思しますので、親御さんや地域の方々とともに考えるという姿勢を持っているべきだと思います。」

滝澤会長

「そろそろまとめの段階に入ってよろしいでしょうか。それではですね、おおむね、事務局から説明のありました定員増につきましては、ある程度わかりましたと。しかし、影響を受ける幼稚園が1園しかないので、お話を聞いたうえで、再度協議するということではいかがでしょうか。まったく白紙というわけにはなかなか、いかないと思いますので、繰り返しになりますけれども、周辺の幼稚園の関係者から充分お話を聞いたうえで、ほかに案はございますか。」

龍澤委員

「方向性を決めないといけないのでは。」

大隅委員

「原案どおりで良いとは思いますが、周辺の幼稚園の意見等を聴取したうえで、次回再度報告をしていただくということによいかと思います。」

滝澤会長

「では、事務局からの原案については了承したうえで、ただし、委員の皆さんからこういう風な意見が出ましたという、周辺の幼稚園の方々の意見を充分お聞きの上で慎重に検討し、次回にご説明いただきたいという答申をするということによろしいでしょうか。」

(「異議なし」の声)

滝澤会長

「はい、ありがとうございます。では、そのように答申いたします。」

滝澤会長

「では、次に、会議次第5の事務報告に移ります。事務局から報告願います。」

山口主任主査

「それではそれでは、お手元にお配りしております事務報告という資料をご覧いただきたいと思います。1番の認可事項についてであります。昨年9月19日に開催されました平成18年度第2回の審議会におきまして、認可を可とする旨の答申をいただきました。学校の収容定員に係る学則変更認可についてであります。専修大学北上高等学校及び一関学院高等学校とも、平成18年9月27日付けで認可をいたしております。

また、専修学校の目的の変更認可についてであります。盛岡公務員法律専門学校について、これも平成18年9月27日付けで認可をいたしております。

次に、2番の協議事項についてであります。学校法人コアトレースの学校法人設立計画につきましては、平成18年9月29日付けで計画を了承する旨通知をしております。

次に、3番の平成19年度の生徒募集停止についてであります。専修大学北上高等学校におきましては、平成21年3月31日もちまして建築システム科を廃止することを前提に、この学科の生徒募集を停止するものであります。

同様に、一関学院高等学校におきましては、平成21年3月31日をもって情報処理科を廃止することを前提に、この学科の生徒募集を停止するものであります。なお、学科の廃止につきましては、ともに平成21年3月開催の審議会に諮問する予定であります。

続きまして、第61回全国私立学校審議会連合会総会の概要についてご報告申し上げます。事

務報告の2ページをご覧ください。

第61回全国私立学校審議会連合会総会については、平成18年10月12、13日に青森県で開催され、都合により、事務局の村上主事が代理出席いたしました。

(4)の私立学校審議会委員功労者表彰におきましては、前会長の学校法人岩手女子奨学会の澤野桂子理事長が受彰されております。(5)の報告、協議事項につきましては、いずれも原案どおり承認されたところであります。なお、平成19年度の都道府県分担金につきましては、現行の19万円から18万円に1万円減額となります。(5)の各専門部会の提出議題の検討結果につきましては、添付しております「全国私立学校審議会連合会第61回総会青森大会まとめ」のとおりでございます。

主なものとしたしまして、各専門部会共通議題について簡単にご報告申し上げます。8ページでございます。まず、1番の私立学校審議会の委員構成の見直し及び委員公募制の導入についてですが、平成17年4月の私立学校法の改正に伴い、昨年9月までに改選を行った都道府県のうち、私立学校関係者である委員の割合が下がった都道府県は本県を含めて30道府県となっております。うち半数またはそれ以下としている都道府県は、福島県、埼玉県、鳥取県、島根県、佐賀県、熊本県、鹿児島県の7県となっております。また、委員の公募制の導入につきましては、実施した都道府県はなく、検討中としている県が2県ございました。

次に、2番の学校法人の合併に伴う私立学校審議会の関与についてであります。これについては、広島県において専修学校を運営する準学校法人が、資金繰りの悪化から学校運営が困難となり、経営支援を受けるために文部科学省所轄の学校法人(大学等設置法人)と吸収合併したという事例でございます。この場合、実態は都道府県の認可事項である学校設置者の変更と変わらないが、合併については認可事項となっていないため、県の審議会に諮問することができなかったということで、何らかの形で審議会の関与を認める法整備を要望すべきではないかという提案でしたが、協議の結果は、資料に付記されている理由により、「学校法人の合併の是非」について私立学校審議会が関与するのは原則的になじまない、という意見となりました。

以上が総会の概要ですが、来年度につきましては、茨城県が開催県となっております。

続きまして、私立高等学校における必修科目の未履修の状況等についてご報告申し上げます。9ページをご覧ください。まず、1の本県私立高校における必修科目の未履修の状況でございますが、平成19年2月27日現在で、岩手高校等4校において、計917人の未履修が報告されております。なお、県立高校においては、下の(参考)のところがございますとおり、32校において7,023人となっております。

2でございますが、県といたしましては、昨年10月の問題発生時から、各学校に対して未履修の状況について調査を実施し、未履修のあった学校については、文部科学省からの通知に基づき、適切に補充授業等を実施するとともに、生徒や保護者に対して、十分な説明を行うよう指導してきたところでございます。

未履修のあった4校においては、3年生の未履修の生徒について、昨年11月から本年2月にかけて補充授業やレポート提出を行い、2月23日までに全て終了した旨の報告を受けております。また、修学習指導要領に則った正しい教育課程に修正した学則変更を行い、県に届出を行っております。なお、2年生以下の生徒に対しては、来年度にかけて履修予定でございます。

なお、今回の問題が生じたことに対し、校長等に対して次のような減給などの懲戒処分を行ったとの報告を受けております。

3の今後の県としての対応でございますが、この問題の再発防止を図るため、各種会議において指導を徹底するほか、教育課程等について教育課程等について定期的に報告を求めるなどの取り組みを行い、今後このようなことが起きることのないようにして参りたいと考えております。

以上で報告を終わります。」

滝澤会長

「ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。」

(発言なし)

滝澤会長

「次に、会議次第6のその他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。」

横田委員

「お尋ねしたいのですが、認定こども園が認可されたようでございますが、その認可について私立学校審議会との関係はどうなっているのでしょうか。」

山口主任主査

「認定こども園制度につきましては、認可とは異なり、認定という制度なっております、幼稚園とか保育所とかの認可とは別のもので、法律において都道府県知事が認定することになっておりますので、私立学校審議会の審議事項となっていないものでございます。」

滝澤会長

「はい、その他」

(発言なし。)

滝澤会長

「事務局から何かありますか。」

鈴木法務私学担当課長

「ございません。」

滝澤会長

「それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。」

山口主任主査

「大変ありがとうございました。以上をもちまして、平成18年度第3回私立学校審議会の一切を終了いたします。」

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印